

定額減税補足給付金（調整給付金）について

物価高騰による家計の負担を軽減するため、令和6年分所得税及び令和6年度個人市県民税の定額減税が実施されています。この定額減税がしきれないと見込まれる方に対して給付金を支給します。

○調整給付額の計算方法

「令和6年分**推計**所得税で定額減税しきれないと見込まれる額」（以下、「所得税分控除不足額」と「令和6年度個人市県民税で定額減税しきれない額」（以下、「個人市県民税分控除不足額」）を合算し、1万円単位に切り上げた金額を支給します。

(1) 「所得税分控除不足額」の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分**推計**所得税} \\ \hline \text{額 (減税前)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{① 所得税分控除不足額} \\ \hline \end{array}$$

① < 0 の場合は 0

(2) 「個人市県民税分控除不足額」の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度分個人市県民} \\ \hline \text{税所得割額 (減税前)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{② 個人市県民税分控除} \\ \hline \text{不足額} \\ \hline \end{array}$$

② < 0 の場合は 0

(3) 調整給付額

$$\text{調整給付額} = \text{①} + \text{②} \text{ (一万円単位に「切り上げて」算出)}$$

※令和6年分**推計**所得税額：令和6年分所得税額は、令和6年中には確定しないため、**令和5年分所得等を基に算出した推計額**

※扶養親族のうち国外居住は除く

○推計所得税

令和6年分所得税は、令和6年中には確定しないため、迅速な給付を行う観点から、「令和6年分**推計**所得税」を使用し、給付額を算出します。

「令和6年分**推計**所得税額（減税前）」は令和5年分所得等を基にデジタル庁の「調整給付のための算定ツール」を使用して算出します。推計額のため、住宅ローン控除や、寄附金控除等が反映されない場合があります。

○追加支給

早期支給の観点から、令和6年度の支給は、「令和6年分**推計**所得税額」を基に行いますので、令和6年分所得税等が確定したのち、調整給付に不足額が生じた場合は、令和7年度に追加で調整給付の支給を予定しています（実施時期等は未定）。